

再生可能エネルギーに関するG20自主的行動計画 （要旨）

1. 背景：

- （1）世界の温室効果ガスの3分の2はエネルギー部門からの排出であり、その大半は化石燃料による発電由来のものである。再生可能エネルギーは、温室効果ガスを全く、あるいはほぼ排出せず、よりクリーンで低炭素のエネルギーシステムの構築に必要であるとともに、気候変動の緩和、エネルギーアクセス、エネルギー安全保障のいずれにも寄与する。
- （2）COP21では、195か国が参加したパリ協定が採択され、世界の気温上昇を産業革命前から2度未満に抑えることを目標とし、さらに1.5度未満に抑える努力についても言及された。G20は、全世界の再生可能エネルギーによる発電容量の80%を占めており、さらに今後2030年までに世界で整備される再生可能エネルギーの75%をG20が担うとされる。
- （3）そこで、本年は、一層の国際的な開発と普及により、再生可能エネルギーの普及制約を打破するため、G20が自主的に注力しうる行動計画をとりまとめた。

2. 目的：

本行動計画は、2016年中に実施可能な努力やイニシアチブを通じ、再生可能エネルギーの普及と開発に国際的に取り組むことで、G20が指導的役割を果たすことを目的としている。

3. 鍵となる行動：

- （1）「G20再生可能エネルギー普及に係る自主的選択肢ツールキット」の継続実施
2015年のイスタンブール会合で取り纏められた同ツールキットを継続実施する。具体的には、再生可能エネルギー技術のコストや削減可能性に関する分析を進め、優れた有効な国レベルの政策制度に関する情報交換や、導入に当たってのリスク緩和手法の開発を継続し、IRENAの支援に基づき、国単位での再生可能エネルギー技術の開発ロードマップを整備し、近代的なバイオエネルギーの普及を図る。
- （2）再生可能エネルギーへの投資拡大を可能にするための枠組み整備
国際・地域金融機関やファンド等との協調やそれら機関等を恣憑することにより、2020年までにG20内外における再生可能エネルギー分野への投資を増加させるための枠組みを整備する。
- （3）国際協力の強化
G20による、二国間あるいは多国間による自発的貢献として、途上国に対し、再生可能エネルギー技術・エネルギー計画・地方電化に関する能力構築や技術協力を行う。

（了）